

平成 2 1 年

# 第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 2 1 年 8 月 2 6 日開会

柳泉園組合議会

## 平成21年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 .....	1
○出席議員 .....	1
○関係者の出席 .....	1
○事務局・書記の出席 .....	2
○開 会 .....	2
・会期の決定 .....	2
・会議録署名議員の指名 .....	3
・諸般の報告 .....	3
・行政報告 .....	4
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	21
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	28
・議案第13号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	31
・平成21年度柳泉園組合行政視察の実施について .....	35
・○閉 会 .....	36

平成21年第3回  
柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成21年8月26日 開会

---

議事日程

- 1 会期の決定
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
  - 5 議案第11号 工事請負契約の締結について
  - 6 議案第12号 訴えの提起について
  - 7 議案第13号 平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算
  - 8 平成21年度柳泉園組合行政視察の実施について
- 

1 出席議員

1番 小山 慣一	2番 沢田 孝康
3番 上田 芳裕	4番 板垣 洋子
5番 保谷 清子	6番 鈴木 久幸
7番 森田 正英	8番 原 まさ子
9番 西上 ただし	

2 関係者の出席

副 管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	坂 口 光 治
東久留米市副市長	西 川 彰 夫
助 役	森 田 浩
会計管理者	坂 東 正 樹
東久留米市環境部長	橋 爪 和 彦
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
西東京市生活環境部長	名 古 屋 幸 男

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	涌井敬太
施設管理課長	中村清
技術課長	大場俊美
技術課主幹	中野博利
資源推進課長	永井清
書記次長	佐藤元昭
書記	浜野和也
書記	浜田伸陽

---

午前10時00分 開会

○議長（森田正英） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成21年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

---

○議長（森田正英） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番（沢田孝康） それでは、代表者会議の御報告をさせていただきます。

去る8月19日（水曜日）代表者会議が開催され、平成21年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成21年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第11号、工事請負契約の締結について」、「日程第6、議案第12号、訴えの提起について」、「日程第7、議案第13号、平成

21年度柳泉園組合一般会計補正予算」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決をいたします。

最後に、「日程第8、平成21年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、本日予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での決定事項でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（森田正英） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、保谷清子議員、第9番、西上ただし議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（森田正英） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

ここで、副管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○副管理者（星野繁） 野崎管理者が体調を崩されて本日欠席をしておりますので、私、副管理者の星野でございますが、私から管理者としてのごあいさつを申し上げたいと思います。

本日、平成21年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

各市とも第3回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、5月から7月までの主な事務事業について御報告を申し上げます。

本日、御提案申し上げます議案は、3件でございます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、平成21年度柳泉園組合行政視察の日程及び視察場所につきましては、事務局より御説明をさせていただきます。当日は、ぜひ御出席を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第3回定例会の開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） ありがとうございます。

---

○議長（森田正英） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成21年5月から平成21年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を、東久留米市においては5月11日に、東村山市においては12日にそれぞれ開催し、平成20年度における柳泉園の管理運営等の状況、また小金井市の現状等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところであります。

また、5月14日に、関係市で構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会を開催し、平成21年第2回柳泉園組合定例会の議事日程（案）について協議をさせていただいております。

次に、2の見学者の状況でございます。今期は26件、1,400人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が18件、1,313人ございました。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。3のホームページの関係でございますが、表2に記載のとおり、今期は7,646件のアクセスがございました。

次に、4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

なお、ことしの10月から予定しております、ごみ処理手数料の改定につきましての説

明会を去る7月16日に開催し、御理解、御協力をお願いしたところでございまして、お集まりいただきました対象者につきましては、搬入されている業者と関係者の方に説明をさせていただいたということでございます。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において5月27日及び7月30日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は6件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページをお開き願います。ごみ処理施設関係でございます。初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり、1万9,719トンで、これは昨年同期と比較いたしまして686トン、3.3%減少しております。内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては昨年同期と比較いたしまして830トン、4.4%の減少、不燃ごみ等につきましては144トン、8.2%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-2から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

なお、小金井市との関係でございますが、現在小金井市との広域支援協定に基づく可燃ごみの受け入れは実施しておりません。そういう中で、去る7月に小金井市より職員が柳泉園へ来庁されまして、6月に開催されました小金井市議会において2件の決議が行われたとの報告をいただいております。当該決議文につきましては、過日、皆様方には既に御配付させていただいたとおりでございますが、1点目は国分寺市との可燃ごみの共同処理を推進する決議、2点目が可燃ごみ処理支援に対する感謝の決議の2件の決議が提出され、全会一致で可決された旨の報告がありましたということの報告を受けております。

次に、5ページの表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページを御参照いただきたいと思います。5-1及び5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思います。表6でございますが、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございまして、今期の総搬入量は2,127トンで、昨年

同期と比較いたしまして59トン、2.7%の減少でございます。

次に、2の施設の稼働状況でございます。まず、柳泉園のクリーンポートの状況でございます。5月から7月にかけて、2号炉の定期点検整備補修及びごみ・灰クレーンの定期点検整備補修を実施しております。そのうち、7月に2号炉の定期点検整備補修は完了いたしております。

続きまして、8ページの表7、柳泉園クリーンポートでの処理状況でございますが、構成3市において容器包装プラスチック類の分別収集、また資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類と可燃物の焼却量は昨年同期と比較いたしまして652トン、3.3%減少しております。

それから、次にばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、8ページの表8から9ページの表10に記載しております。それぞれ排出、排除基準に適合いたしております。

次に、9ページの(2)の不燃、粗大ごみの処理施設の稼働状況でございます。記載のとおり、5月から6月にかけて粗大ごみ処理施設定期点検整備補修を実施いたしました。7月には、破碎機内で爆発が発生いたしまして処理が一時停止しましたが、応急措置等を行う中で、その後順調に稼働しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は昨年同期と比較し、144トン、8.2%の増となっております。

次に、(3)リサイクルセンターにつきましては、各月とも施設は順調に稼働しておりますが、7月に定期点検整備補修及びアルミ選別機のマグネットプーリー修理を実施しております。

続きまして、10ページの表12、リサイクルセンター資源化状況につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、11ページの3の最終処分場についてでございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合、エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,166トン、これは昨年同期と比較し、230トンの減少となっております。排出状況は、表13のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。その状況につきましては、表14の



記載のとおりでございます。

続きまして、12ページを御参照いただきたいと思います。し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は476キロリットルと、昨年同期の493キロリットルに比べまして17キロリットル、3.4%の減少となっております。表15-1から13ページの表15-4に搬入状況の詳細を記載してございますので、御参照していただきたいと思います。

次に、施設の状況であります。今期は6月に脱臭塔の活性炭交換、7月に定期点検整備補修及び次亜塩素酸ソーダ貯槽交換補修を実施しており、現在施設は順調に稼働しております。

次に、表16でございますが、し尿処理施設における下水道放流水測定結果でございます。それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページの施設管理関係でございます。1の厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況につきまして昨年同期と比較いたしますと、野球場においては0.6%の増、テニスコートが4.3%の増と利用者は増加しておりますが、室内プールにおきましては7.2%の減、また浴場施設におきましても0.6%の減と減少傾向にございます。詳細につきましては、表17-1、表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、15ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果につきまして、表19及び16ページの表20に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森田正英） 以上で行政報告は終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○4番（板垣洋子） よろしくお願いたします。

まず、9ページのアルミ選別機マグネットプーリーというのを、少し補足をお願いたします。

それから、11ページの焼却残渣なんですけれども、これは表7に示されたものを焼却した残渣になると思うんですけれども、焼却の全体量と残渣というのは比例しないんで

しょうか。このあたりを少し説明、今ごろなんですけれども、お願いいたします。

それから、施設管理全体について、インフルエンザ対策がどうなっているか、お願いいたします。

それから、資料についてなんですけれども、工事の締結が5月1日とか、5月のがかなりあるんですけれども、前回の議会が6月19日ですけれども、これは1期ごとの報告と  
いうことの決まりがあってそうなっているのか、そこら辺も補足をお願いいたします。

○資源推進課長（永井清） まず、一番最初の御質問でございますが、9ページのマグ  
ネットプーリーの詳細についてということでございますが、うちの施設ではアルミ選別機  
というのがございまして、この選別の方法は磁石を回転させてアルミを飛ばすような形で  
選別をいたしております。そのプーリーの修理ということで、使っていると順次傷んでく  
るものがございますから、使えなくなる前に当然こういう修理が必要になってきます。

ちなみに、磁選機のほうは磁石、これはスチール缶や何かつけるほうなんですけど、通常  
その磁石というのはスチール、鉄類をくっつけるような形で処理しているんですけど、アル  
ミの場合は磁石を二つとか複数使って回転させながら、鉄以外の金属を弾き飛ばすような  
形で選別する装置でございます。

○技術課長（大場俊美） 先ほどの可燃物ごみの焼却量と、二ツ塚の残渣の持ち出し量に  
関しまして違いというのは、焼却量に対して、燃した後の残渣なんですけど、約13%の残  
渣ということで少なくなっております。

○総務課長（涌井敬太） インフルエンザ対策の件でございますが、まず平成21年、こ  
としの3月、春先に一時流行し、最近また流行しているんですけど、その春先に流行した際  
に、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部というところから廃棄物処理における新型イ  
ンフルエンザ対策ガイドラインというのが提示されております。これに従いまして、その  
当時、マスク、それから手洗い用のアルコールを常備いたしまして、その後ずっとその状  
況を続けております。

最近、またインフルエンザが流行しているという報道がございます。それに関しまして  
は、総務局人事部職員支援課長から新型インフルエンザへの感染が疑われる際の対応につ  
いてと、こういった書類が流れてきております。これに従いまして、柳泉園組合の職員で  
は感染者は今のところいないんですが、もし感染した疑いがある場合、本人に自覚があり  
ますので、至急医者に行ってください、感染が間違いなければお休みいただくと、疑い  
ということであればマスクをしていただいて、他人に移すことのないようにしていただく、

あとその書類につきまして各課を通じまして職員に周知していただくという対策をとっております。

それから、資料に関してですが、資料につきましては行政報告の資料ということでございますので、今期、5月、6月、7月の3カ月分の契約状況について御提出させていただいているものでございます。

○4番(板垣洋子) ありがとうございます。順に確認と再質問させていただきます。

マグネットプーリーというのは、では、定期点検の整備補修内で終わっているということで、追加に何か費用が発生していると理解しなくていいのかということを確認させていただきます。

それから、焼却残渣なんですけれども、13%というのはわかるんですけれども、この数値で単純に5月と6月と7月を比較したときに、7月分の残渣がとても多いような気がするのですが、単純に13%ではないところを知りたかったんですけれども、そこをもう一度お願いします。

それから、インフルエンザ対策について、すみません、質問の仕方が悪かったんですけれども、厚生施設について、職員のことは前回もどなたかで確認したと思うんですけれども、野球場とかプールとかお風呂の、それを利用する人に対してどうするのか、どう対策をとられようとしているのかお願いいたします。

○資源推進課長(永井清) マグネットプーリーの件でございますが、これは定期点検以外の形でやっております。

○技術課長(大場俊美) 7月分なんですけれども、一応焼却残渣につきましては灰ピットに1回貯留されまして、その後灰ふるいを通りまして、各槽がございます。その中で、常時空になるまでということはなく、保有状態が個々、最終月、その7月の最終で持ってくる時にいつも空の状態ではないので、その辺はばらつきが生じると思います。

○施設管理課長(中村清) 厚生施設のインフルエンザ対策でございますけれども、組合では毎月労働安全委員会というものがございます。そのときに、産業医の方がいらっしゃいまして、そのお話の中なんですけれども、ある程度湿気を持っている場所、エリアにおいては大丈夫ではないかというお話がございました。ですから、浴場あるいはプールの室内、中は大丈夫であろうと。

少し疑われますのは、ロッカー室、人がよくべたべたと触るようなロッカー室のかぎの部分ですね。そういうところはやはり疑わしいものですから、毎日清掃というのがござい

ます。そのときに消毒液でもってそういうところを重点的に拭き掃除をやっていると。それから、消毒液そのものを2階にありますトレーニング室の入り口の手前のところなんですけれども、そこにも設置いたしておきまして、どうしても機器を人がよく触るものですから、そこで手を洗っていただくという対策を講じております。

○4番（板垣洋子） 最初の2点はわかりました。ありがとうございました。

厚生施設については、特に閉鎖をするとかそういうことではなく、その中で対策をとっていくと理解しました。ありがとうございました。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○3番（上田芳裕） 前にもお聞きしたかもわかりませんが、先ほど行政報告を聞いておきまして、ごみが減ってきているということですね。ごみが減ってきているのは非常によろしいんですけれども、今、不況だから減っているということももちろんあるのかもわかりませんが、極端な例をお話ししますと、このごみが今後ずっと減り続けますと柳泉園組合としての事業は今後どういうふうになっていくのか。そのことを想定する必要はあるのかなのかということ、どこで論議するのかなど、そういう思いで実は聞いておったんですが、リサイクルの問題、環境問題というのは非常に厳しくなってきておきまして、さまざまな分野があるんですが、特にごみとリサイクルの問題については非常に行政も神経質になって、一般の市民の方、納税者ですけれども、市民の方も相当、家庭内も含めて協力をさせていただいております。ですから、ほぼ完璧なぐらいリサイクルに当たっては、23区と26市とを比べますと、こんなことを言っては怒られるかも知れませんが、26市のほうが非常にセンシティブになっている、ほぼ完璧に近い状況で今進んでいるわけですね。ですから、恐らくこれからもごみは減り続けるであろうということであり

ます。

このリサイクルとごみの問題で何が問題かといいますと、物を生産している事業者の責任が不明確なんです。これは平成12年に循環基本法が制定されまして、いわゆる廃棄物とリサイクルとは一体というもののとらえ方をするようになってから、かなり厳しくなってきているんですが、拡大生産者責任という考え方があっても、事業者に対してはそれほど厳しくないんですね。恐らくこれから厳しくなると思います。ですから、製品の設計の段階で、もうリサイクルできるものをつくりなさいという、恐らくこういう方向に流れていくと思います。したがって、国も、事業者も、地方自治体も、消費者も一体となって、最初からリサイクルできるものしか使ってはいけないと、恐らくこうなっていくと思いま

す。

そうしますと、ごみはますます減る。減るということは大変結構なことなんですけれども、環境問題を考えますとね。そうしますと、いわゆる中間処理施設としての事業は継続するという形をどうやって変えていくのかと、恐らくこういうことになるんだろうと思うんですね。最終的になくなるのが一番いいんでしょうけれども、人間が生活している以上ごみは搬出しますので、処理の仕方がいろいろ環境問題とリサイクルの問題と法律の問題と、それから事業を継続するであろう、サポートしている地方自治体のいわゆる財政の問題です。ですから、これはもうすべてリンクしているんですけれども、地方自治体の財政というのは非常に厳しいこともありまして、ますますごみが少なくなる方向を模索するでしょうし、財政負担も軽減する方向で動くでしょうから、そうしますと、今、柳泉園組合議会やっていますので、柳泉園組合としての事業というのは今後どういう形で継続する必要があるのかどうかと。継続する必要があるのかどうかも含めて、どういうふうになっていくのかなと、そう思っているんですけれども、このことにお答えできる方がおられるかどうか、少しわかりませんが、こういうことを論議する場面でもないということを言われればそうなのかもわかりませんが、恐らく事業者の環境負荷低減政策というのはこれからますます厳しくなっていくと思います。いわゆるエコカーがその典型的です。自動車メーカーが、エコカーに対しては僕も少しいろいろ意見があるんですが、要するに減税とポイントを含めて環境に優しいという方向で製造メーカーが動き出して、もちろんこれは政府の方針もあるんですけれども、それ以外のものが売れるかといったら売れていないという、そういう方向です。

話は大きくなって申しわけないんですが、そうしますと、柳泉園組合の事業を継続するに当たって、そういうことを含めて何か考えがあればいただきたいなど、こういう質問なんですが、お答えできますでしょうか。

○助役（森田浩） 非常に難しい御質問で、どこからどうお答えするのがよろしいのかということもあるんですけれども、まず、議員御指摘のように非常にごみの量は減少してきております。そういう中で、この柳泉園のクリーンポートが計画され、建てられた経過を見ますと、計画を立てる段階におきましての議論でございますが、将来的にはごみはかなり減ってくるだろうという予測のもとにこの処理施設の規模が決定され、運転につきましても、3炉ありますけれども、基本的には2炉運転で大丈夫でしょうと。1炉は予備の炉として機能するという計画のもとに建てられたということをお聞きしております。

そういう中にありまして、現状におきましてはほとんど2炉運転で現在実施しております。したがって、当初議論された予測に基づいたごみの量に、幸か不幸か近づいてきているのかなというのが実感としてございます。

ただ、そうなったときに、今までは3炉運転でいろいろなメリットがございました。それは、発電のメリットにおいて歳入がふえて、財政的には非常に余裕が出てきたということがございましたし、いろいろありますが、今後はごみが減ったことによって、どういう形の運転が一番効率的で経費が少なく運転が可能なのかということを中心に、原点に戻ってある程度検討する時期に来ているのかなとは、今後その辺が大きな課題であるということで、来年度予算に向けても3炉運転をどういうふうに行っていくかということで、内部的にもその都度議論を重ねているところでありますが、それ以上のことは今のところ私から答弁できないので申しわけございませんが、事務的にはそういう考え方のもとに進めているという現状でございます。

○1番（小山慣一） 2点、質問いたします。一つ目は、小金井市のごみの関係です。二つ目は、契約関係が六、七本ありまして、その中のクリーンポートごみ灰クレーン定期点検整備補修というんですか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

一つ目の小金井市のごみの受け入れの件は、森田助役より、口頭で、7月に小金井市の職員が参りまして、決議を2件行ったと、小金井市の6月議会です。私どもも参考資料として、私も拝見させていただきました。

一つ目は、国分寺市との共同というんですかね、決議の内容だったかに記憶しております。二つ目の決議は、感謝の決議というんですか。これは常識的に感謝というのは当たり前のことでありまして、そんなふうに私は感じました。その決議文を見ましてね。

当柳泉園では受け入れていないということなんですが、国分寺市、それから西多摩のほうですか。まだ受け入れていると思いますが、この辺のほかの施設の受け入れ体制はよろしいんですが、肝心の二枚橋の跡地というんですか。この辺が新聞報道でもまだ決定していないというふうに私は記事を読ませていただいたんですが、この辺のところはどうなっているのかを伺います。

それから、2点目、契約関係の4ページなんですが、ほかの随意契約とか、この辺のところは特殊プラントということでわからないわけではないんですが、このクリーンポートごみ灰クレーン定期点検整備補修というんですか、これが予定価格に比べて指名競争入札で行ったんですが、かなり低い落札率というんでしょうか。これは、きちんとした部品、

それからきちんとした整備を行っていただければ安いに越したことはないんですが、かなり予定価格との差が開いておりますので、この辺の純正部品を使っていただけるのか、それからきちんと定期点検、それから補修というんですか、していただけるのか。

特に、先月の、ちょうど1カ月ぐらい前でしょうか、7月23日に組合議員の視察が、施設を見学させていただきまして、非常に部品関係もやはり純正部品を使わないと、安いものではやはり破損も、金属疲労というんでしょうか、こういうものも多いんだという、つぶさに部品関係も見させていただいたんですが、その辺が危惧されますので、きちんとできるかどうかというのは質問としておかしいかもしれませんが、特に純正部品とか、そういうものをきちんと使って補修されるのかを伺います。以上2点です。

○助役（森田浩） 1点目の小金井市の関係でございますが、先日、先ほど行政報告の中で報告させていただいた小金井市の職員の方がお見えになったときに、そういうお話もございました。文書ではございませんが、そのお話の中では、今後の二枚橋衛生組合の解散に向けての処理を小金井市が行うということで御理解いただいたということで、今後は小金井市がその解散、また解体に向けての中心的な役割を担いながら、二枚橋の対応を図っていくということに決まりましたというお話は、お話としてお伺いいたしました。

ただ、公式な文書で云々というのは、新聞紙上で私ども拝見する以上のことは、少し今のところは持ち合わせておりません。

○技術課長（大場俊美） 部品についてなんですが、一応仕様書の中でうたっておりますので、その辺は問題ないと考えております。

○1番（小山慣一） ありがとうございます。二つ目の、問題ないと、仕様書に基づくということで安心をいたしました。ただ、予定価格と落札価格が、落札率が54.6%なんですね。極東サービス株式会社というんでしょうか、こちらで、1社は辞退で、かなりほかの企業との開きがあったものですから、この辺のところは仕様書に基づききちんとした形で検査というんでしょうか、施工中もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、一つ目、再度、森田助役から御答弁いただきたいんですが、新聞報道等でもまだ二枚橋には決定していないわけなんですけど、ただいまの御答弁で二枚橋がまだ建物が現存していて、ごみ処理施設としては稼動していないだけけれども、いろいろな解散に向けて小金井市が努力している、そして解体というんでしょうか、今の施設を全部解体するに当たって、旧二枚橋の構成市の中でもとりわけ小金井市が中心となってやられているから、最終的には二枚橋に決定していくのか。そして、二枚橋は3市にまたがっているわけ

なんですけれども、特に私が心配しているのはお金の面の負担ですね、その3市の。当然、小金井市が中心に解散に向けてとか解体とか、こういったことに向けて最終的に二枚橋に決定に向けて進んでいるわけですので、当然負担の問題だとか、この辺については小金井市が積極的に負担なりしていくような、そんなニュアンスで私は今とれたんですが、そういう理解でよろしいのか、再度伺います。

○助役（森田浩） 少し私のほうの舌足らずで申しわけございません。

先日、お話をした内容につきましては、今まで二枚橋の組合の解散等についての手続を、3市で構成しておりますが、その3市の中で、組合が解散の手続をするということで今まで議論していましたが、今後におきましては小金井市が解散の手続を行うということが組合の中で決まったということを知りました。

ですから、今後二枚橋の解散についての解体、またその方法、期間はどのようにするのか、あとは財源的にはどのようにするのか、そういうものについては、小金井市がその解体の作業のすべての関係について進めていくということでありまして、現在二枚橋を構成しております3市が、そこに今後の焼却施設を建設するというところを了解したとか、了解しないとかということにつきましては、私どもは一切お聞きしていませんし、お話もございませんでしたので、そこにつきましては一切、いろいろ新聞紙上に載っている以上のことは私どもは一切お聞きしていないということでございます。

○8番（原まさ子） 3ページの不燃ごみと粗大の搬入量がふえたので、焼却している軟質系プラスチック類の量が14%増加したという説明をいただいて、その次の8ページのところで、表7ですけれども、ここの軟質系プラスチック類の可燃物というところは前年に対してマイナス3.3%だったという説明をなさったと思うんですけれども、確認です。何かそこら辺が私にとってはよくわからないので、もう一度お願いしたいと思います。

それから、9ページのところの破砕機の中の爆発に関して、応急措置で対応ができたという説明でしたが、これがもっときちんと、本来であればすべきことがあるのか、このままでしばらく使えるのかということ。

それから、これは何か勝手に想像してしまうところですが、先ほど小山議員が契約のところ、4ページの灰クレーンの点検整備補修のところですが、ここの予定価格とほぼ同じなのが住重環境エンジニアリングなんです。ほかのところは、それに比べてそこそこ安い金額で出しているというのと、随意契約になっているクリーンポートの定期点検の住重環境エンジニアリングが受けている1億500万何がしか、それからその後議案



になりますけれども、2億を超える契約というあたりが、予定価格と非常に、その住重環境エンジニアリングの金額が合致するがために、私は少しうがって考えてしまうわけですが、この積算をするときに住重環境エンジニアリングの何かの基準が算定基準になっているということがあるやにも思ってしまうのですが、それは勝手な憶測と考えていいのか、お願いします。

○資源推進課長（永井清） 8ページの焼却量のところなんでございますが、確かに不燃の搬入量は昨年同期と比べまして今回143トンですか、粗大を含めまして144トン増加しております。こちらは、うちで処理をした後の話でございまして、その搬入量イコール処理量ではないというのが一つございます。つまり、きょう来たごみはすべてきょうのうちに処理できるというものではございませんので、その辺の差で出たものもありますし、また軟質系プラスチック類と、あと粗大ごみ施設で手選別で取っている可燃物の量もございますので、焼却量としてはこのような差になったものと思います。

それと、破碎機の爆発の件でございまして、こちらは今はとりあえず応急措置をしまして、順調に稼動はしているんですが、本格的な修理が必要となります。うちで保険を掛けておりまして、修理につきましては財団法人全国自治協会建物災害共済というのへ入っておりますので、そちらで対応を考えております。

○施設管理課長（中村清） ただいま議員の御質問でございます。クリーンポートのごみと灰クレーンの定期点検補修が乖離しているということについてでございます。

設計は、通常公的資料、例えば建設物価、建設指標及び国土交通省の資料ですね。そのほか当組合が設定しました設備積算基準細目というのがございます。それに基づいて行っているものでございまして、ところが、過去に今回と同様の工事がなかったんですね。それが1点ございまして、あくまでも新規に設計していたんですよということになります。

それと、業者からもらっております諸経費の、業者側が出します算出の仕方なんですけれども、それもかなり当組合の積算資料とかけ離れておりまして、そのために乖離を生んでしまったのではないかと設計側としては見ております。

○8番（原まさ子） 不燃物の受け入れをしている時期と焼却をするという時期が多少異なるので、今回のような報告になったという理解でいいのでしょうか。それをもう一度確認したいと思います。

それと、この契約の資料の4ページのところですが、過去にこういう契約が、何か今回初めてですか、これ。初めて定期点検整備補修というのをしたんですか。そんなこ

とないです。灰クレーンは前にもやっているのではないかと思うのですけれども、そのときは指名競争入札ではなくて随意契約でしたとかいうことなんですか。何か以前にもこのような契約はあったかのように私は記憶にあるのですけれども、そういうことから言うと、あまり説明としての的を射ていないような感じをいたしますので、もう一度お願いします。

○施設管理課長（中村清） 申しわけございませんでした。確かに初めてではございません。毎年やっているものでございます。ところが、その中の部品については初めての部品がありますよということだったんですが、申しわけございません。

ごみ灰クレーンの巻き上げブレーキというものがございます。それと、走行車輪の交換も含めてございますけれども、そのものに対してはこのたび初めてでございましたので、全く資料的なものですね。先ほどお話し申し上げましたけれども、その中にはなかなか載っていませんので、新規になってしまったということからの乖離かと思えます。申しわけございませんでした。

○資源推進課長（永井清） 1点目の件でございますが、議員御指摘のとおりでございます。

○2番（沢田孝康） 契約関係で少し質問させていただきたいのと、あと、少し私はこの間研修会に出ていなかったものですから、分厚い資料をちょうだいしましたので、それについて質問させていただきたい、お時間をいただきたいと思えます。

契約の請負の関係で、この後議案第11号で（その2）ということが出てきますが、要は契約の資料の1ページのこの整備補修で、随意契約で住重環境エンジニアリングが取られたということで、5月1日から工期に入って、その工期中に要は今回の議案第11号の案件が発見されたという認識でよろしいんですか。要は、定期点検をして補修をやっていたら、ここはもう直さなければいけないよということで、新たに壁面ですか、それを変えなければいけないということで、今回議案として出ているのかということについて御質問させていただきたいと思えます。

それと、この契約金額が2億円を超えていますけれども、この支出科目として、節でいうと需用費、修繕料の定期点検ということになってはいますが、これが可決された場合には、今度は12月に議会がありますよね。このときに改めて補正予算が出て審議をするということになるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

それで、この定期点検で一応随意契約になっていますよね、この議案第11号は。この2

億円の額を修繕料として計上するということと、また別の考え方としてこの分厚い資料の4に、要は施設整備基金として4億1,800万円近い額が基金として積み立てをされていますけれども、ここから例えば支出をするという考え方はなかったのかということですね。この基金の繰り出しというんですか、その恐らく要項があると思うんですけれども、これに合致をしなかったのかどうかということです。

それと、このクリーンポートは平成13年から稼動しておりますよね。建設費として144億円かかっております。初歩的な質問で申しわけないんですが、現在までにこの144億円のうち完済されているのはどのくらいなのかということと、あとは債務負担行為をされていますよね。債務負担行為が資料としてあるんですけれども、平成20年度に完済されたものもありますけれども、それ以降でまだ完済が残っているのが当然ありますね。その中で金利が高い部分があるんです。例えば2%を超えているものとか、ありますけれども、こういったものについて、例えば財務省関連の公債費を借りているものも結構あるんですね。そういったものについて、例えば繰上償還とか、そういったことが今後できないのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

それと、この行政報告、あっちこっち行って申しわけないんですが、契約の状況について、例えば3ページの案件、請負契約を見ますと、1社だけが結果的に入札をして、ほかの4社は辞退という形になっていますよね。それと、あと4ページになりますと、予定価格が2,000万円を超えています。それに対して住重環境エンジニアリングが予定価格を超える入札をしているんです。こういう場合というのは、自動的にこれは例えば失格とかということにはならないのでしょうか。予定価格を超えても入札するのは差し支えないということなんですか。そのあたり、お聞きしたいと思います。

○技術課長（大場俊美） 先ほどのクリーンポートの定期点検整備補修に関しまして、5月ですか、これにつきましては定期点検整備補修という形では1号炉、2号炉、3号炉がございまして、年3回行っております。

今回の（その2）で行います施設整備基金の関係なんです。この約2億円の整備点検補修工事の金額につきまして、これを全部施設整備基金で行えないかということなんですけれども、通常の点検整備も含まれておりまして、今回（その2）の少し説明になるんですけれども、ゾーンといいまして、焼却炉の中の火格子が四つの区域に分かれておりまして、その全体を交換するというので、これは整備基金に当たるということで、7,400万円の整備基金を充当するということになっております。

○総務課長（涌井敬太） 基金の関係でございますが、柳泉園組合施設整備基金条例というのが設置されておまして、その目的といたしまして、柳泉園組合のごみ及びし尿処理等の施設整備に要する経費の財源に充てるためという目的になっております。

これは、通常の基金の考え方と一緒にございまして、基本的には新設、更新、それから大規模改修、いわゆる基幹的整備に類するものです。こういったものに充当するというのが原則でございます。ですから、通常の保守、修理に関しては基金は充当しない。

今回、基金を充当させていただくというのは、焼却炉の1ゾーン、燃焼帯の1ゾーン全部をかえるということです。これは大規模補修でございますから、基幹的整備に類するでしょうということで基金を充当させていただいたということでございますので、オーバーホールの費用全額を基金でということは少し難しいかなと思っております。

それから、このクリーンポートの借入れに関してでございますが、平成9年から借入れをしまして、総額が100億4,100万円ほどあったんですね。平成21年度末現在の未償還の元金が約42億8,000万円ございます。この利率でございますが、高いもので2%になっているわけですね。政府債資金の償還の繰上償還はできなくはないのですが、基本的に年利5%以上ということで、それ以下のものはいわゆる保証金をくださいという形になるわけですね。そうしますと、金利が2%ですから、保証金を支払うと残債の8割ぐらいの保証をしてくれということになりますので、その差を考えますと借りかえなり一括償還をするよりは、このまま借入れしておいたほうがよろしいのではないかという判断をさせていただいております。

それから、入札の関係で、5社指名で辞退が4社あるという件でございますが、これにつきましては、入札そのものは私どもの入札の通知には1社になったら入札をしないという表示をしておりますので、1社でも入札は成立いたします。

それで、当然呼ばれた業者はこの入札会場に来てから他社が辞退しているということを知るものですから、この会社は競争をするという前提で入札額を持ってきますので、基本的には問題ないと理解をしております。

あと、クリーンポートごみ灰クレーンのうちの入札の予定価格よりも応札額が高かったんですね。これは、通常入札の予定価格というのは、当日、入札会場で応札があった後に公表するものですから、この金額は事前にはわかっておりませんので、こういったことは起こり得る可能性はございます。ですから、これはこの会社が何か問題があるかということではございません。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきます。

クリーンポートの定期点検整備補修の予算の関係でございますが、まず、このクリーンポートの定期点検の整備の予算を含めましての考え方でございますが、まず毎年当初予算を組むときに、今年度のクリーンポートの定期点検整備補修はどこをどういうふうに、どのくらいの規模で、予算で整備するということをあらかじめ検討しまして、それに係る経費を当然予算の範囲内ですけれども、計上すると。

今回の予算でいきますと、先ほど御指摘のございました資料1のクリーンポート定期点検整備補修の1億400万円で契約したものと、今回議案として御提案申し上げます2億500万円の整備補修、これともう1点、またその3が12月ごろ行うんですが、その三回工事はあらかじめ当初予算で組んでおります。その金額が4億6,000万円ぐらい当初予算で、修繕点検という項目におきまして全額予算計上をしております。その全額予算計上した中で、その1、その2、その3に分けて契約をして実施しており、それは、どういうものがその1で工事するかというものにつきましては、稼動状況とか、全体に3炉ありますから、その3炉を全部止めなければ工事ができないような共通した部分もございますから、そういう部分はなるべく短縮して補修をする計画を立てまして、運転する期間を長く持てるような計画で、3回に分けて契約をしているということでございます。したがって、これは、改めて2億円補正をするとか、そういうことではございませんで、すべて予算計上してある中での執行ということになっております。

○2番（沢田孝康） 説明でよくわかりましたので、この行政報告の資料の3ページの、要は5社のうち4社が辞退して、結果的に1社だけで入札が終わったという、このやり方はどうなのかなと私は思うんです。やはり1社しか残らなかったら、もう1回入札をし直したほうが、私はどこから突つかれても、いや、ちゃんとやっていますよと言えるのではないかなとは思っています。最後、残ったところだけが、例えば、この予定価格に対する金額が私も決して低くはないと思うんです、この落札率ですね。低くはないと思うので、やはりこれは1社しか残らなかったら、もう1回やるという規定をつくったほうがいいのではないかなとは思っていますけれども、そのあたりどうですか。検討していただけますか、どうでしょうか。これは規定を変えなければいけないということになるでしょうけれども。

○総務課長（涌井敬太） 御指摘の点は重々承知するところでございますが、入札をし直すということになりますと、仕様を変えるか、または業者を変えるという必要性が出てきます。そうしますと、特殊な設備でございますので、登録されている業者は非常に少ない

中で業者選定をしているものですから、同一仕様でとなりますと業者選定が非常に難しくなるということが一つございます。

それから、仕様を変えるということになりますと、ふやすことは予算上できませんので、減らすということになりますので、そうしますと予定している工事が執行できないということになりかねませんので、大変申しわけございませんが、少し難しい点がある。一般の例えば道路補修とか、建物をつくるとかいうことだと、業者はかなり大勢いらっしゃいまして、いくらでも入札のし直しというのは可能かなとは思いますが、私どもの施設の場合ですと少し登録業者が少ないものですから、難しい状況であると御理解いただければと思います。

○2番（沢田孝康） 御理解したいところなんですけどね。例えば、辞退をしましたと、特殊な機械だから、要は入札できる企業が少ないというのであれば、逆に言うと、例えばこの工事については2社しかないという、最終的に1社しかないから随意契約ということが発生するのではないかと思うんですけれども、例えば2社しかないとかということになったら、お互いみんな同じような仕事をしているわけで、原議員もおっしゃっていましたけれども、うがった見方をしてしまうなとは思いますが、例えば辞退したら次のこういった入札があったときには、次回の入札のときには参加できないとか。辞退はそれぞれその会社によって事情がありますから、何で辞退したんですかとはなかなか組合側も聞けないのかなとは思いますが、やはり入札をしておいて、やめますと言った以上は、これは一定の何かペナルティーみたいなものを科したほうが私はいいのではないかなとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○総務課長（涌井敬太） おっしゃるとおりだと思いますが、実はし尿処理施設の整備ができるということで登録をされております業者が柳泉園組合では9社しかないんです。そのうち、大きな会社が数社ありまして、大きな会社はこういう小さな仕事は基本的にされないんですね。お呼びしてもすぐ辞退になってしまうわけです。そうすると、そういった業者を外していくと、もうほとんど5社、6社しかないという状況になってしまうわけです。そうすると、次に入札するときに辞退したから外すとなりますと、もう入札ができないということにもなってしまいますので、非常に難しい状況にある。

それから、もう一つ、し尿処理施設が下水道の普及に伴いまして日本全国で非常に少なくなってきたしております。その業種が、仕事がないものですから、会社がどんどんやめていってしまうわけです。廃業していきまして、ほかの業種に移行していってしまう。メン

テナンスができる会社が非常に少ないというのも一つ理由でございます。

そういうことでございますので、おっしゃることはよくわかるところでございますが、こういった特殊なものに関しましては、辞退した者を外すとか、1社の場合は入札をしないということになりますと、少し難しいと御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第5、議案第11号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

議案に入ります前に、副管理者より議案関係資料の配付依頼があり、これを許可いたしましたので、ここで職員をして資料を配付いたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○副管理者（星野繁） 議案第11号について提案理由の御説明を申し上げたいと思います。工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、ごみ焼却施設のクリーンポート1号炉に関する定期点検整備補修について、平成21年8月4日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より説明を申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

1、契約の目的でございますが、クリーンポート1号炉の定期点検整備補修でございます。

2、契約の方法でございますが、クリーンポートは特殊な機械設備が複雑に関連した焼却施設であり、定期点検整備補修を限られた期間で適切に実施するには、その仕様、性能、機能等を熟知し、かつ、点検整備補修を実施する知識、技術、工程管理能力等を有している必要があるため、柳泉園組合契約事務規則第46条第2項第1号の規定によりまして、クリーンポートの設計、施工業者の維持補修部門である会社と1社特命による随意契約とさせていただきます。

3、契約金額でございますが、2億516万6,850円でございます。

なお、予定価格は2億595万6,000円でございます。

4、契約の相手方でございますが、住重環境エンジニアリング株式会社でございます。

5、支出科目は記載のとおりでございます。

なお、今回のクリーンポート定期点検整備補修の費用につきましては、焼却炉内のごみ乾燥帯であるゾーン1の火格子等の全面交換に係る部分は基幹的整備に類する補修であるため、その費用7,400万円につきまして施設整備基金を取り崩しまして、その財源に充当させていただき予定でございます。

当該基金につきましては、7,400万円を取り崩しすることによりまして、その残高は4億9,434万3,357円となる見込みでございます。

続きまして、資料につきましては担当の技術課長から説明させていただきます。

○議長（森田正英） 資料説明を求めます。

○技術課長（大場俊美） 補足説明を申し上げます。

議案第11号関係資料1ページをごらんください。

1、概要から、4、契約方法につきましては、先ほど説明がありました内容となっております。

5、契約金額につきましては、2億516万6,850円、このうちゾーン1の火格子サイドプレートの交換に要する金額7,400万円を施設整備基金で充当し、残り1億3,116万6,850円が一般財源となっております。

補修内訳金額といたしましては、記載のとおり、15設備あり、主な内容といたしましては、焼却炉本体設備5,771万4,000円、内容といたしましては、ゾーン1の火格子サイドプレートの全面交換、附属装置機器の消耗部品を含む開放清掃点検整備等。集じん



設備1,829万7,000円、内容といたしましては、減温塔、ろ過式集じん機等の装置、機械の開放清掃点検整備等になっております。

続きまして、ボイラ設備1,990万5,000円、内容といたしましては、ボイラ本体、ポンプ等を含むボイラ附属機器の分解、開放清掃点検整備、各安全試験及び検査となっております。

2ページをごらんください。今回、ゾーン1の火格子の全面交換補修及び3炉を停止しなければならない共通設備機器として、発電設備、余熱利用設備等6設備の補修費が含まれており、諸経費を含む全体補修費は2億516万6,850円となっております。

8、補修内容でございますが、記載のとおり、各設備の装置、附属機器の分解、開放点検整備及び消耗部品等の交換補修となっております。

特に大きな補修といたしましては、施設整備基金を充当し、補修を行う。2、焼却炉本体設備の1号炉、ゾーン1の火格子及びサイドプレート交換補修となっております。

資料4ページをごらんください。クリーンポートフローシートでございます。各設備の概略範囲を色分けして表示しております。主な設備といたしましては、可燃ごみを850度以上で焼却する、2、焼却炉本体設備。燃焼ガス温度を下げ、熱の有効利用として蒸気をつくる、8、ボイラ設備。燃焼ガス温度を下げ、飛灰、有害ガス等を除去する減温塔、ろ過式集じん機等を含む、6、集じん設備。窒素酸化物を除去する、7、窒素酸化物除去設備。共通設備機器である、蒸気で発電を行う、9、発電設備となっております。

今回行う火格子等の交換箇所は、2、焼却炉本体設備のピンクで示している火格子、ゾーン1の部分で、ごみの安定した焼却処理を行う上で重要な、ごみを乾燥させる役目であるゾーン1でございます。

ゾーン1の全面交換の詳細等につきまして、資料5ページをごらんください。焼却炉本体設備の詳細図で、ピンクで示した部分が火格子、黄色で示した部分がサイドプレートを表示しております。資料の左側をごらんください。火格子は斜めに重なるように取り付けてあり、前後に動くことによりごみをゾーン1で乾燥し、ゾーン2、ゾーン3でごみを焼却、ゾーン4の順と送りながら焼却を行っております。

火格子の取り付け状況につきまして、先ほど追加資料ということでお配りしました1枚目をごらんください。この写真は、2月に実施した3号炉の火格子などの部分交換を行ったときのものです。中央部分の銀色の火格子がおわかりいただけると思うんですが、この部分が新品の火格子となっております。左側の側壁部分がサイドプレートとなっ

ております。使用に関しましては、1列21個使用しており、今回ゾーン1につきましては6列で126個、サイドプレートにつきましては片側6個、左右合わせて12個の交換となっております。

申しわけございませんが、先ほどの資料5ページにお戻りください。火格子の整備履歴について、左下をごらんください。平成13年度、平成14年度にかけ清掃だけを行っております。平成15年度、平成16年度にかけましてサイドプレート、火格子について、特に損傷のひどいものを部分交換しております。平成17年度、損傷しているゾーン2の火格子を損傷の少ないゾーン4と入れかえを行っております。平成18年度も引き続き同様に損傷しているゾーン3の火格子等を損傷の少ないゾーン1と入れかえを行っております。平成19年度、平成20年度にかけ、火格子、サイドプレートについて、特に損傷がひどいものを部分交換しております。

なお、履歴につきましては、2号炉、3号炉とも同様な入れかえを行っております。

資料6ページをごらんください。火格子、サイドプレートの新品、損傷したものとの比較を写した写真でございます。火格子につきましては、焼却しているごみと火格子先端部分が常時接触するため、損傷しやすくなっております。また、背の部分につきましては、重なって前後に動いているので、背の部分が磨耗しております。サイドプレートにつきましては、常時ごみと接触し、こすれ合う上部が特に磨耗しております。

今回、交換いたしました火格子、サイドプレートにつきましては、個々確認し、また使用できるものについては使用していく考えでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○6番（鈴木久幸） この間の定期点検整備補修の予算書が出たときに、必ず説明があるのは、特殊な設備であるから随意契約という形での御説明であります。

それで、理由はよくわかるんですが、これが競争入札という形にはとれないのか、もうずっとこのまま随意契約で、この住重環境エンジニアリングの子会社という形でならざるを得ないのか、それとも競争入札になる可能性というのを秘めているのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○技術課長（大場俊美） 現在、主要なプラントとして基幹的な部分につきましては、個々装置、機器等が連動しまして自動的に動いている装置でございます、その部分につ

きましては現在住重環境エンジニアリングなんです、こことやはり技術的な問題等がございまして、随意契約としてこれからも考えております。

一部、一般的に問題ない部分、クレーン、排水処理等に関しましては、入札に切りかえております。

○6番（鈴木久幸） この辺は先ほど聞いたので、その説明はわかっております。

ただ、競争入札になる可能性というのが、ほかの業者も何社かあるかなと思うんです、同じような整備をしている。そういうところの参入が可能なのかどうか、その辺を、可能であればその方向を探してほしいなと思っているんですよ。

というのは、先ほども説明あったように、年間4億円以上、これはもう毎年4億円以上の定期検査の費用を計上しているという説明がありましたので、可能性があれば、今すぐというわけにもいかないでしょうけれども、将来そういう方向で技術の公開であるとか、そういうものを含めて、ほかの業者もターゲットにしたような形で維持管理費の削減を目指していただきたいなと思っているんです。

というのは、構成3市もその分を負担しているわけですから、できればそういう方向に行っていただきたいな。現時点では難しいというのはわかりましたので、これはお願い、提案ということで、今後の方向性を探っていただければと思いますので、意見を述べて終わりたいと思います。何かございましたら、補足説明を受けたいと思うんですが。

○助役（森田浩） 議員御指摘のとおり、非常にこの焼却施設を維持していくためには多額の経費を要するというのは十分承知しております。そういう中で、いかに経費を軽減した中で運営していくかということに日々いろいろ検討を重ねているんですが、このクリーンポートの随意契約につきましては、特に大きいものは火格子の関係が結構大きいですね。それで、その火格子につきましては、特殊な合金で構成されておまして、それはこの企業の特許だということで、これは私、実際聞いたのではないんですが、あるところで非常にこの特殊な火格子が高いので、違う、安い火格子を活用して実施したということも少しお聞きしたことがございます。その結果、大体五、六年もつんですが、1年ぐらいしかもたなくて、非常に運営に支障を来したということも聞いておりますので、そこは少し無理かなと、かなり特殊な要因が含まれているのかなと思いますけれども、ほかのところで特にこの業者でなければできないというところにつきましては、今までも分離して、指名競争入札にできるものについては指名競争入札にしていくということに徐々に変えてきておりますから、今後につきましてもそういう考え方は持っていきたいと、改善を図ってい

きたいと思っております。

○6番（鈴木久幸） ありがとうございます。その説明は、前回の研修会の際に十分説明していただきました。そういう問題がありますよということも含めて、これからどうやって維持経費を削減していくかということを探求していただきたいという願いをして終わりたいと思います。

○議長（森田正英） ほかに。

○4番（板垣洋子） すみません、幾つか確認と質問です。

先ほど、工事の時期が12月15日までにこの資料はなっていますが、その間、3炉すべて停止の時期があると聞こえたんですけれども、それはどれくらいになるのか、そのときのごみ処理についてどうするのかを、聞き間違いでなければそのことをお願いします。

それから、サイドプレートについては、平成15年から交換を一部しているみたいですが、その平成15年にしたものをまた新たに交換していくと考えていいのでしょうか。

それから、環境対策費、それから共通仮設については想像ができるのでいいんですけれども、現場管理費、一般管理費については内容について御説明なかったので、そのあたり、特に現場管理費と一般管理費の違いをお願いいたします。

それから、基金残高なんですけれども、少し聞こえなかったんですけれども、その数字をもう一度教えてください。

○総務課長（涌井敬太） 施設整備基金の残高の金額でございますが、7,400万円を取り崩しました残り、4億9,434万3,357円となる見込みでございます。よろしく申し上げます。

○技術課長（大場俊美） 全停の時期なんですけど、予定でいきますと10月の時期で10日間、この間を3炉停止しまして、共通設備である発電設備、余熱利用設備等、6設備をその全停10日間で整備を行うということになっております。予定でございます。

それと、サイドプレート、平成15年度に交換している内容なんですけれども、その後以降、交換している部分につきまして、同じ場所で交換は行ってはおりません。それで、交換したものについては、損傷がひどいため再利用という形もとっておりません。

○施設管理課長（中村清） ただいまの現場管理費及び一般管理費は何かという御質問でございます。

一般的に言っても、現場管理費といいますのは、現場職員、作業員の労務管理という位

置づけになっております。それから、一般管理費と申しますのは、これも会社の維持管理費、事務費等々の維持管理費に充てられているものでございます。

環境対策費も少し説明させていただきます。環境対策費と申しますのは、クリーンポートにおきましてはダイオキシン対策が主なものでございます。今、技術課長が御説明申し上げました、その図を見てもらえばわかるのでございますけれども、これらのものをダイオキシンの飛散防止のために全部覆ってしまう対策を講じております。それと、作業員の、当然そのダイオキシン対策におきましていろいろな防護服とかマスク、あるいは靴とか、もろもろのものも含んでございます。

○4番（板垣洋子） 10日間、3炉がすべて停止するという事は、かつても経験したことがあって、その間のごみ処理のことについては大丈夫なのかどうかは少し心配なので、そのあたりお願いします。

それから、管理費というのは人件費なのかなと思ったんですけども、そのように理解してよろしいのでしょうか。人件費が主で、その他雑費みたいな形で考えればいいのか、もう一度お願いします。

○技術課長（大場俊美） 失礼しました。抜けておりました。その間につきましては、ピット容量がございまして、10日間のごみの受け入れについては支障なく受けられるということになっております。

○施設管理課長（中村清） 人件費そのものは、この諸経費の中には含んでございません。分かれておるものでございます。あくまでも、この諸経費といいますのは、会社の、先ほど申しましたように、この工事を行うためのいろいろな環境費用ですね。例えば道路を引っ張ってくる、あるいは水道、電気も当然使わなければいけないとか、先ほど申しましたように労務管理と会社の維持管理費となっております。

○4番（板垣洋子） 先ほど説明の中、なかなか言葉だけではわかりにくいなと思いました。当然、主要な部分ですので、きちりと安全運転することが優先だとは思いますが、大変大きな金額がかかりますので、そのあたりもなるべくもう少しわかりやすく資料などで提出を今後していただければと、これは意見でお願いいたします。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○8番（原まさ子） 何でも、特許がいつか切れる日が来るとは思うんですけども、例えば薬品も特許が切れてジェネリックで、開発費用があまり要らないからお安くできるというのがあると思うんですが、それが、例えば新しい炉を入れて、耐用年数の間にその特許

が公開されるような年数に至るのかどうかという情報がございましたら教えてください。

○技術課長（大場俊美） その件に関しましては、私どもも確認はまだしておりませんので、今後その辺の確認をしたいと考えております。

○8番（原まさ子） こういう、一たん納入すれば、ずっとそれを使い続けて、それで保守点検やなんかも随意契約でずっとやっていくというものに関しては、市民の目はとても厳しいです、今。だから、わかりやすく情報をなるべく親切に出していくということが必要だと思うんですね。そうであれば、その特許の期限がどのくらいあって、その後に関しては、同じような技術がほかも持てるようになると安くこういうものができるというあたりも、なるべく情報としてきちんとつかんでほしいと思いますので、そういうものの実態がわかりましたら、また議会でもぜひとも資料でお示しいただくとか、お願いできればと思います。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） ほかに質疑なしと認めます。

以上をもって議案第11号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより、議案第11号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。

討論ある場合、原案に反対の方の討論をお受けしますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論はないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員でございます。よって、議案第11号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森田正英） 「日程第6、議案第12号、訴えの提起について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○副管理者（星野繁） 議案第12号でございますが、訴えの提起についての提案理由に

ついて御説明申し上げます。

本議案は、資源回収物であるアルミ缶プレスの平成21年1月分及び2月分の売り払い代金につきまして、当該売り払い契約業者に対し支払いを求めましたが、これに応じないため、訴訟により支払いを求めるもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明申し上げます。

資源回収物の売り払いにつきましては、市場価格の変動があるため、3カ月ごとに入札により売り払い業者と契約を締結しております。

平成21年1月から3月の3カ月間のアルミ缶プレスの売り払いにつきましては、有限会社エル企画が1キログラム当たり87円で落札し、契約いたしました。

平成21年1月分の請求を2月6日付で行い、その支払い期限を2月26日といたしましたが、世界的経済不況と急激な円高の影響を受けて国内外の市場が停滞し、取引価格が大幅に下落したため、契約の履行が困難であるとの理由によりまして、2月25日付で契約解除申請書が提出されたため、翌日からアルミ缶プレスの出荷を停止いたしまして、当該業者と協議してまいりましたが、支払いがなされなかったため、5月29日付で催告書を送付いたしまして支払いを求めましたが、現在まで入金されないため、1月分6万8,387キログラム、金額にしまして594万9,669円、及び2月分4万1,577キログラム、金額にしまして361万7,199円、合計956万6,868円の支払いと、支払日までの年3分7厘の割合による遅延利息の支払いを求める訴訟を提起するものでございます。

続きまして、資料につきましては、担当の永井資源推進課長から説明させていただきます。

○議長（森田正英） 資料説明を求めます。

○資源推進課長（永井清） 有限会社エル企画、資源回収物のアルミ缶プレス売り払い代金未払いの経過について御説明をいたします。

議案第12号関係資料、「有限会社エル企画」経過一覧表をごらんください。

有限会社エル企画につきましては、未納分である1月及び2月分の支払いについて、3

月度の東京都制度融資により返済するとの内容を口頭により説明を受けておりましたが、ことし3月26日付文書で、3月度の東京都制度融資が受けられず、返済が不可能になったこと、今後の対応については4月15日付の追加融資を再度申請し、追加融資決定の際には1月分及び2月分を一括返済する。また、融資が受けられない場合は、4月から毎月50万円の分割による返済計画が提出されております。

組合といたしましても、出納閉鎖期間までに一括返済がされればということで連絡を待っておりましたが、4月15日以降になっても融資決定の可否について連絡がないため、組合からも4月15日以降、再三にわたって代表者に連絡をとっておりましたが、連絡がとれない状況であり、1月分及び2月分の売り払い代金についても支払いがされておられません。

有限会社エル企画の状況を確認するため、4月21日に東京都青梅市にあります作業所に行ったところ、三、四名が作業している状況だったんですが、代表者は不在でした。

このため、対策をどうするかについて、5月13日に顧問弁護士と相談の結果、第1段階として配達証明付内容証明郵便で催告書により再請求を行うこととなり、5月29日付で送付をいたしております。

6月1日、催告書が相手方に届いた旨、顧問弁護士より連絡がございました。当日、相手方の代表者より顧問弁護士に連絡が入ったため、通知人である柳泉園組合にも直接連絡するように代表者に伝えてもらったんですが、連絡はございませんでした。組合からも、また再三にわたって代表者の携帯電話にかけても連絡がとれる状況ではありませんでしたが、たまたま6月9日午後8時ごろなんですが、組合から代表者の携帯電話にかけたところ、相手と初めて連絡がとれた、これまでの融資の可否の結果、それと今後の見通しについて報告を受けております。

相手方との話の中では、今後も再度融資の申請を行い、7月中には可否がはっきりするというものであったので、その結果が出次第、組合に報告すること、また今後は交渉と法的対応が必要となることから、連絡がとれる状態にしておくことを伝えております。

なお、再度、7月30日に東京都青梅市にある有限会社エル企画の作業所を確認しておりますが、数名が作業を行っているものの、代表者は不在でございました。

以上が経過でございます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑をお受けいたします。



質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第12号、訴えの提起についての質疑を終結いたします。

これより、議案第12号、訴えの提起についてに対する討論をお受けいたしますが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認め、以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号、訴えの提起についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。

よって、議案第12号、訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森田正英） 「日程第7、議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○副管理者（星野繁） 議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、議案第12号による訴えの提起をするための弁護士報酬等を増額し、予備費を減額する調整をさせていただくために御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算書の2ページをごらんください。

第1表、歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正でございます。歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

4、5ページをごらんください。歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括

につきましては、表に記載のとおりでございます。

6、7ページをごらんください。2、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節8報償費は、説明欄に記載の弁護士報酬金105万円の増額でございます。

節12役務費は、説明欄に記載の通信運搬費としまして切手代7,000円、手数料として印紙代5万円、合計5万7,000円の増額でございます。

節13委託料は、説明欄に記載の弁護士報酬着手金52万5,000円の増額でございます。

款5予備費の163万2,000円の減額は、歳出予算の増額を合計したものでございます。

なお、予備費に含まれる平成20年度私車処分費留保分1億6,712万9,000円を除きました予備費の残額は、1,623万9,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより、質疑をお受けいたします。

○1番（小山慣一） 先ほどの議案でしょうか、議案第12号の訴えの提起にかかわる補正予算と私は理解をしているんですが、そこで、この報償費と役務費、それから委託料がそれぞれ計上され、それがすべて予備費の中から充用ということで、補正予算額そのものは増額とか減額がないわけで、この辺はよくわかります。

そこで、一、二点、質問させていただきたいと思います。

以前、私はこの柳泉園組合のいろいろな過去に訴訟とかありまして、顧問弁護士の報償費というんですか。計上されておりました、たしか当初予算にいつも載っていると思います。私どもの東久留米市では、以前、顧問弁護士の報償費というんですか。過去には毎年あったんですが、ここの数年、定かではないんですが、もう七、八年はそういう顧問弁護士の費用というのは当初予算に入れていなかったんですけども、それはともかく、通常当初予算とか、こういう顧問弁護士というのは入れてあると、ある程度のところまではその中で、弁護士事務所というんですか、こういう部分があるんですが、今回は着手金があるんですが、この辺との当初予算との絡みというんでしょうか、年間の顧問料をもらっているから、その中で大体いいですよと、こういう部分があるのかどうか。

それから、二つ目、この報償費、105万円でしょうか。この辺のあたりも、通常、先

ほど訴えた約1,000万円でしょうか、それにあと遅滞金というんですか、こういうものも含めて、解決したときにある程度謝金として払う時点がよろしいのか。今日に至ってまだ請求した額が、売り払いしたものが返ってこないという段階なので、この辺の支出というんですか、大まかに、当然解決してから報償金を払うわけだと思えるんですけども、この辺の総額約1,000万円ぐらいでしょうか。そして、報償金が約1割ぐらいに当たるんでしょうか。この辺の額が妥当なのかどうか。

したがいまして、大きく2点でしょうか、顧問弁護士の最初の年間との、この辺の着手金との絡み、それから全体の訴えた額の報償金が約1割程度なんですけども、この辺の額が妥当なのかどうか。私、訴訟関係は全くの素人でよくわかりませんが、以前、少額訴訟というのを私聞いたことがありますけども、そういう場合は比較的額が少ないから、数十万円ですからね。そういったときには、比較的この報償費というのは高いんですけども、1,000万円とかある程度金額が高くなると、弁護士の報償費というのは比較的、安くなるという言葉遣いがよくないんですけども、この辺の絡みを教えていただきたいと思います。以上2点ですね。

○総務課長（涌井敬太） まず、顧問弁護士費用等の関係でございますが、御指摘のとおり、毎月3万円ということで計上させていただいております。これは、相談料等ということで毎月3万円ということでございます。今回の件に関しましては、催告書を出すといったところにつきましては、この顧問弁護士費用の中の範疇で処理させていただきました。

今回、訴訟ということでございますので、その訴訟に関してはその範疇に入っていないから、今回、着手金、それから小山議員御指摘のとおり報酬金につきましては成功報酬ということでございますが、解決した段階でこの報償金をお支払いさせていただくという内容の補正でございます。

それから、顧問弁護士費用の関係につきましては、今後、助役、管理者等とも御相談させていただきながら、どうしていくか決めさせていただきたいと思っております。

それから、着手金、報償金につきましては、訴訟の金額による率で決まっております。報償金につきましては、最終的に解決した段階で再度協議させていただくということにさせていただきます。現在予想される金額で、105万円ということで予算計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○1番（小山愼一） 再質問させていただきたいと思っております。

当初予算の関係ですけれども、月に3万円、年間36万円ということで、これはやはり

相談料というんでしょうか。催告書を出すとか、こういうものについてはその辺のところ  
でよく理解をさせていただきました。

それから、具体的に法的手段になったら着手金でしょうか、50万円の消費税、合わせ  
て52万5,000円ということだと思います。この辺は、やはりこの辺の事件というんで  
しょうか、1,000万円ぐらいでしたら、やはり着手金というのはこの辺あたりの相  
場なのか。

それから、2点目、これは成功報酬ということに、予測でしょうか。私が、先ほども申  
し上げたと思いますが、約1割ぐらいの成功報酬の予測と、そして決まった段階でまた弁  
護士事務所との協議で決定されるという御答弁でございましたが、この辺ということで理  
解してよろしいのかどうか、再度伺います。

○総務課長（涌井敬太） そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○1番（小山慣一） 再質問の仕方が悪かったかな。協議ということで、最終的に決まる  
と思います。

この辺のところの1,000万円ぐらいですと、予測される成功報酬が1割程度というの  
が妥当なのか。税理士なんかもそうなんです、このぐらいの金額でしたらこの辺の税理  
士報酬とか、よくそういうランクというのがたしかあるだろうし、当然税理士なんかは税  
法というのかな、こういうのにも関係すると思いますが、やはりこういう弁護士というの  
は、例えば1,000万円程度でしたら大体1割というのが妥当なのかどうかを伺います。

私は、少し感じたんですが、950万円ぐらいの請求で、そんなに、柳泉園でアルミ缶  
とかこういうものを売り払って、相場がかなりがた落ちしたから、払えないから、東京都  
の融資とか相談して、ある程度、比較的そんなに難しい問題ではないのではないかなと思  
うんです。そういった中で、着手金も含めて、約1,000万円の中でトータルで百五、六  
十万円かかりましょかね。少し、もう本当に私の単純な発想で申しわけないんですが、  
費用が、ある程度かかるのかななんて思っているんですが、大体この辺の着手金、それか  
ら成功報酬というのは、こういう率というんですかね、こういうものはこの辺のところ  
が妥当なのかを伺って、質問を終わります。

○総務課長（涌井敬太） ただいま手元に資料がないものですから、明確にこうだとお答  
えするのは難しいんですが、弁護士協会で定められている着手金の率、報償金の率とい  
うのは、その訴訟金額に応じて決まっているということで、今回約1,000万円弱の金額に  
対して税抜報酬金が100万円という金額で見積もりを提示されたと聞いております。

この報酬金につきましては、今回の訴訟はそんなに難しい訴訟ではございませんので、一、二回で勝訴するでしょうということですので、2カ月ないし3カ月程度では終わってしまうということで、今回、補正予算には報償費の予算計上をさせていただいております。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより、議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。

よって、議案第13号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

---

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第8、平成21年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については、事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（涌井敬太） 平成21年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明させていただきます。

平成21年度柳泉園組合行政視察（案）についてと題した書類をごらん願います。

視察の目的につきましては、記載のとおりでございます。

視察の実施日及び行程でございますが、実施日は10月21日、水曜日。行程は、借り上げバスによる移動で日帰りを予定しており、午前8時半に柳泉園組合を出発いたしまし

て、午前11時ごろから約45分間、太田市パルタウン城西の杜スーパーエコハウスを視察し、12時から昼食休憩をした後、午後1時ごろから約1時間半、太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザを視察いたしまして、午後5時ごろ柳泉園組合に帰着する予定でございます。

視察先でございますが、午前中に視察をする太田市パルタウン城西の杜に建設されているスーパーエコハウスは、太田市が作成いたしました環境基本計画にのっとり、地球環境の保全を目的として太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用などの新エネルギーを活用した太田まほろば事業の代表施設でございます。

午後に視察をする太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザは、群馬県太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物を処理している施設並びに家具、自転車等修理可能なものの再生、補修及び再生品の展示、販売、保管による住民への啓発、普及を目的とした施設でございます。

太田市外三町広域清掃組合を構成しております1市3町の合計の人口は約30万人で、柳泉園組合関係3市の合計の人口、約38万人でございますので、ほぼ同規模となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） これより、行政視察に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。平成21年度柳泉園組合研修視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。御参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時21分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 保 谷 清 子

議 員 西 上 ただし